

## 独立行政法人日本学生支援機構 平成 24 年度第 2 回契約監視委員会 議事概要

### 1. 日時

平成 25 年 6 月 12 日～ 6 月 20 日（持ち回り審議）

### 2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所他

### 3. 出席者（委員（敬称略））

島田 陽一（早稲田大学 理事（法学学術院 教授））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

浦島 哲朗（公認会計士・税理士浦島哲朗事務所 公認会計士・税理士）

佐藤 正行（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

清永 秀一（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

### 4. 議事

#### （1）審議

- ① 平成 24 年度契約の概況
- ② 平成 24 年度における「競争性のない随意契約」
- ③ 平成 24 年度における「一者応札・一者応募」

#### （2）その他

### 5. 議事概要

#### ① 平成 24 年度契約の概況

「随意契約等見直し計画」を踏まえながら、平成 24 年度契約の概況、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募」の状況について報告した。

「競争性のない随意契約」については 60 件（8.9 億円）となり、見直し計画の達成目標である 63 件（13.2 億円）を、件数・契約金額ともに達成したことを報告し了承された。

#### ② 平成 24 年度における「競争性のない随意契約」

平成 24 年度下半期（10 月～ 3 月）における「競争性のない随意契約」24 件について、競争性のない随意契約とした理由が妥当なものであるか、また、平成 23 年度に点検、見直しを行った際に、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約へ移行することとしたが、適切に実施されているか、その具体的な取組状況に係る報告の後、平成 25 年度以降における更なる見直し等について審議が行われた。

なお、第 1 回委員会において承認済みの 36 件のうち、契約金額に訂正があった 4 件に

ついて説明し、また、「新たな随意契約」としての事後承認の未処理分1件について報告し承認された。

審議の結果、平成24年度下半期（10月～3月）における「競争性のない随意契約」（24件）については、真にやむを得ないものであると認められた。また、「新たな随意契約」1件（24件の内数）についても、明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして事後承認された。

③ 平成24年度における「一者応札・一者応募」

平成24年度下半期（10月～3月）における「一者応札・一者応募」16件について、一者応札、応募となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組状況に係る報告の後、平成25年度以降における更なる見直し等について審議が行われた。

過去に複数者での応札が実施されているものや、平成24年度限りで事業取り止めとなるもの、新規に一者応札、応募となったものについては、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構における取組は適切に対応されていると認められた。併せて、平成25年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。

2か年連続（2回連続を含む）して一者応札、応募となった契約3件（16件の内数）については、総務省書式（一者応札・応募事案フォローアップ票）により審議が行われ、平成25年度以降の見直し内容等について承認された。

なお、第1回委員会において承認済みの14件のうち、平成24年度限りで事業取り止めとなることが決定した1件について説明し、了承された。

6. その他

第2回委員会の議事概要をホームページに公表することについて事務局より各委員に説明し、了承された。